

第二東京弁護士会・環境宣言

第1 基本理念

- 1 第二東京弁護士会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全会員及び職員とともに、持続可能な社会の形成に向けて、環境負荷の少ない組織体づくりに取り組む。
- 2 第二東京弁護士会は、環境問題について、啓発、意見表明、研修等さまざまな活動を通じ、市民とともに考え、よりよい地球環境づくりのため実践を行う。

第2 方針

第二東京弁護士会は、事務局運営、委員会活動、法律相談業務、研修業務等、全ての活動、成果物及びサービスにともなう環境負荷を低減するために次の方針に基づき、環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指す。

- 1 当会の活動、成果物及びサービスに関わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図る。
- 2 当会の活動、成果物及びサービスに関わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守する。
- 3 当会の活動、成果物及びサービスに関わる環境影響項目のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組み、エネルギー・事務用紙・廃棄物の削減につなげる。
 - (1) 会員・職員向けの啓発活動・情報発信
 - (2) 太陽光パネル設置義務化に関する条例（改正環境確保条例）に関する知見の獲得と共有
- 4 ひとりひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全会員・職員に配布して周知徹底するとともに、弁護士会の広報誌、ホームページその他の広報手段を通じ、一般の人々が入手できるようとする。
- 5 地域の環境改善活動に積極的に参画する。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメント活動を推進する。

2009年（平成21年）3月31日

改訂 2023年（令和5年）8月15日

第二東京弁護士会

会長 小川 恵司